# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2022年6月14日提出

大和アセットマネジメント株式会社 【発行者名】

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小松 幹太

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内国投資信託受 DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 5,000億円を上限とします。

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

# 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

## (4)【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

#### (5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (6)【申込単位】

1円以上1円単位とします。

## (7)【申込期間】

2022年6月15日から2022年12月13日まで(継続申込期間)

(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

# (8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

# (9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

# (10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

# (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。 株式会社 証券保管振替機構

# (12)【その他】

該当事項はありません。

# 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均株価をモデル として運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

# 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内海外	株 式 債 券 不動産投信	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	구드급	北米	ファミリー	日経225
一般 公債	年4回	欧州	ファンド	
社債 その他債券	年6回	アジア		TOPIX
クレジット属性 ( )	(隔月)	オセアニア		TOTAL
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	4-0-4 A0000W 25 8/2	
その他資産 (投資信託証券)	<b>D</b> 4	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	その他
(株式 一般)/ 資産複合	日々	中近東		( )
( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	(中東) エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

# (注1)商品分類の定義

単位型・ 追加型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の 追加設定は一切行なわれないファンド
	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ 従来の信託財産とともに運用されるファンド

「有価証券届出<u>書(内国投</u>資信託受益証券)

		有価証券届出書(内国技
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいま
地域		す。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国
		内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を
		実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるもの
		目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リー	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	<b>ト</b> )	に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券
		を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする
		旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およ
		びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉
		とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF (マネー・	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	マネージメント・	
	ファンド)	
	MRF(マネー・	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	リザーブ・ファン	
	ド)	
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480
		号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定
		する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨
		の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必
		要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

# (注2)属性区分の定義

イルノビント、・・・・・ 有価証券届出<u>書(内国投</u>資信託受益証券)

			有価証券届出書(内国技
投資対象	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
資産		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があ
			るもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載が
			あるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債
			(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みま
			す。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資す
			る旨の記載があるもの
			目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投
			資する旨の記載があるもの
			目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があ
		ジットによ	るもの
		る属性	
	不動産	投信	目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資す
	= - 61		る旨の記載があるもの
			目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リー
			ト)以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複	* *	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
	`# ÷= ÷=		るもの
	資産複合 資産配 分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
1			いては固定的とする旨の記載があるもの
1	資産複		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分変更		いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固
计符语序	左右回		定的とする旨の記載がないもの
決算頻度			目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
1 1	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
1	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
1 1			目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回	(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある
			もの
	日々 その他		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 上記属性にあてはまらないすべてのもの

IB >= + · · =		有価証券届出書(内国主
1	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を
地域		源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を
		源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くア
		ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地
		域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の
	,	資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域
		の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング
		地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があ
		るもの
投資形態	ファミリーファン	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ
	۲	にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資す
		るもの
	ファンド・オブ・	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファン
	ファンズ	ド・オブ・ファンズ
為替へッ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為
ジ		替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があ
		るものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨
デックス		の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす
		旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめ
		ざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極
		的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは
		逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす
		旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組
		みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還
		価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値
		により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があ
		るもの
	ロング・ショート	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求
		をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を
		めざす旨の記載があるもの
	<u>ニ</u> その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいず
		れにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載がある
		もの
		<del>                                   </del>

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレスhttp://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

### <ファンドの特色>

- 1 わが国の株式に投資し、日経平均株価(日経225)に連動する投資 成果をめざして運用を行ないます。
- ●わが国の株式のうち日経平均株価に採用された銘柄を主要投資対象とします。
- ●投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。
  - 1. 上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、等株数投資を行ないます。
  - 2. 株式の組入比率は、高位を保ちます。

# 運用プロセス



- ベンチマークである日経平均株価に採用されている銘柄すべての組入れを行ないポートフォリオを構築することを基本とします(ただし、財務リスクが高いと判断される銘柄については除く場合があります。)。
- ベンチマークへの連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ない、連動性 を維持するように運用を行ないます。

### インデックスファンドとは

基準価額が株価指数など特定の市場指数(インデックス)の動きに連動することをめざして設計されたファンドです。

# 日経平均株価(日経225) について

### ◆日経平均株価(日経225)とは

日経平均株価 =

日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所に上場する市場を代表する225 銘柄を対象に算出されます。

1950年から算出が開始された、わが国の株式市場全体の動向を示す代表的な指標の一つです。

# ◆日経平均株価の計算方法

[計算式]

採用銘柄の株価 (※1) 合計

除数 (※2)

- (※1) 指数の算出に用いる株価は、所定の方法により調整する場合があります。
- (※2) 日経平均株価は、単純平均の考え方に基づいており、分子の株価合計を225で割れば、普通の単純平均になりますが、株式分割や銘柄入替えなど市況変動以外の理由で株価の合計値が変化すると指数値の連続性が保てません。日経平均株価は、このような市況変動以外の事象が発生した場合には、計算式の分母である除数を修正することにより指数に連続性を持たせています。

## ◆銘柄選定ルールと入替基準

日経平均株価の採用銘柄は、流動性の高い銘柄から選定されます。構成銘柄については、 原則として年1回「定期見直し」が行なわれるほか、合併、倒産などが発生した場合には、臨時に 銘柄の入替えが実施されます。

「定期見直し」においては、流動性の低下した銘柄が除外され、流動性が極めて高い未採用銘柄が新たに採用されます。また、セクター(産業分類)のバランスを考慮した銘柄の入替えも行なわれます。

臨時の入替えにおいては、除外した銘柄が属していたセクター内から最も流動性の高い未採用 銘柄を補充することを原則としています。

採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が決定し、 発表します。

※日経平均株価の構成銘柄選定基準は、市場環境や経済実態の変化、法規制の変更などに伴って、改定されることがあります。

- ①「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出 される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均 株価」を算出する手法に対して著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ②「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて 株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ③DC・ダイワ・ストックインデックス225 (確定拠出年金専用ファンド) は、投資信託委託 業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およ び受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、 公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」 の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

### ファンドの仕組み

# ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平 均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、 ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。
- 2 当ファンドは、確定拠出年金制度を利用する場合に限り購入できます。
- 3 毎年9月19日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配 方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に 再投資されます。

### 〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額 が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

# ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、日経平均株価に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、 主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用 (信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- (f) 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- (B) 株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
- (h) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

### (2)【ファンドの沿革】

2001年12月20日: 信託契約締結、当初設定、運用開始

# (3)

【ファンドの仕組み】					
受益者		お申込者			
	収益分配金(注)、	償還金など お申込金(3)			
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会 社との契約( 1)に基づき、次の業務を行な います。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに 関する事務 など			
1	収益分配金、個	賞還金など お申込金( 3)			
委託会社	大和アセットマネ ジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)( 2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など			

運用指図 2 損益 信託金(3) 受託会社

みずほ信託銀行株 式会社

再信託受託会社: 株式会社日本カス トディ銀行 信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分

信託財産の計算

など

損益 投資

投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均株価に採用された銘柄 など(ファミリーファンド方式で運用します。)

### (注)収益分配金は、自動的に再投資されます。

- 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務の内容等が規定されています。
- 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会 社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

### <委託会社の概況(2022年3月末日現在)>

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立

1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1960年 4月 1日 営業開始

1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみ

なされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名 称	住 所	所有	比率
		株式数	

		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

#### 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

# 主要投資対象

ストックインデックス225・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

### 投資態度

- イ. 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- 口.株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。) への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ハ.大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が 行なわれないことがあります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

### (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5) および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- 3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

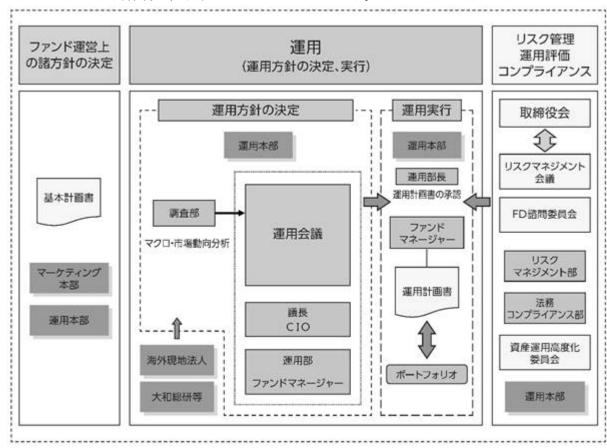
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、 < ファンドの特色 > をご 参照下さい。

#### (3)【運用体制】

### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程 運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

口.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則に よって、次のように定められています。

イ.CIO(Chief Investment Officer)(3名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.Deputy-CIO(0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ.インベストメント・オフィサー(0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ.運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は45~55名程度です。

イ.リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての 報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

口.FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

八.資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

#### 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受 託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。 上記の運用体制は2022年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

### (4)【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

### (5)【投資制限】

マザーファンドの受益証券(信託約款)

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式(信託約款)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

投資する株式の範囲(信託約款)

- イ.委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ロ.前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ.前イ.の信用取引の指図は、次の1.から4.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から4.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売出しにより取得する株券

先物取引等(信託約款)

イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

口.委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.前八.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- へ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付け(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式をロ.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- ロ.前イ.の株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ハ.前口.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 二.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への投資は、行ないません。

信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と

して、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行なわないものとします。
- 口.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償 還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等 の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を 行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 八.収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### <参 考> マザーファンド(ストックインデックス225・マザーファンド)の概要

#### (1) 投資方針

当ファンドは、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均株価をモデル として運用を行ないます。

### 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均株価に採用された銘柄を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- イ.投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ない ます。
  - 1.上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、等株数投資を行ないます。
  - 2. 株式の組入比率は、高位を保ちます。
- 口. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) および に定めるものに限ります。)

#### 八.約束手形

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 4.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

#### (3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)
- ロ.委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 3【投資リスク】

### (1)価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さい ますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

# (2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

# (3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

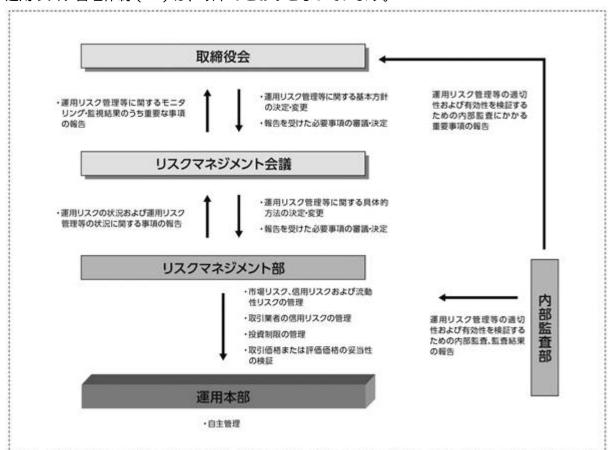
### 流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢 から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

### (4)リスク管理体制

運用リスク管理体制 ( ) は、以下のとおりとなっています。



# 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

# 参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

#### ※資産クラスについて

日本株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ペース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)

新興国債: JPモルガン ガパメント・ポンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイパーシファイド (円ペース)

#### 条指数について

●東経株借指数(TOPIX)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または路標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤摩、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。 同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.が開発した指数です。 同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 ●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。 NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ポンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なして本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016、J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

# 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

# (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.572%(税抜0.52%)を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.2%	年率0.26%	年率0.06%
(税抜)	(税抜)	(税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告 書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

### (4)【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

( )「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### <マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

### (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

- ( ) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ( ) 上記は、2022年3月末日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

# (1) 【投資状況】 (2022年3月31日現在)

### 投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		20,601,500,451	99.98
	内 日本	20,601,500,451	99.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3,552,732	0.02
純資産総額		20,605,053,183	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

# (2) 【投資資産】 (2022年3月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

## イ.主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価時価 (円)	投資 比率 (%)
1 1	ストックインデックス225・マ ザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,597,473,292	3.8674 21,647,683,094		99.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.98%
合計	99.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

# 八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3) 【運用実績】

# 【純資産の推移】

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの	
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額	
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)	
第11計算期間末	4,256,573,868	4,256,573,868	0.9514	0.9514	
(2012年9月19日)	4,230,373,666	4,230,373,606	0.9514	0.9514	
第12計算期間末	7,327,767,181	7 227 767 101	1.5428	1.5428	
(2013年9月19日)	7,327,707,101	7,327,767,181	1.5420	1.5420	
第13計算期間末	8,609,001,244	8,609,001,244	1.7245	1.7245	
(2014年9月19日)	0,009,001,244	0,009,001,244	1.7243	1.7240	
第14計算期間末	10,449,894,934	10,449,894,934	1.8769	1.8769	
(2015年9月24日)	10,449,094,934	10,449,094,994	1.0709	1.0709	
第15計算期間末	10,893,903,566	10,893,903,566	1.7865	1.7865	
(2016年9月20日)	10,093,903,300	10,093,903,300	1.7005	1.7005	
第16計算期間末	12,272,880,301	12,272,880,301	2.2270	2.2270	
(2017年9月19日)	12,272,000,001	12,272,000,001	2.2270	2.2210	
第17計算期間末	15,467,350,767	15,467,350,767	2.6329	2.6329	
(2018年9月19日)	10,407,000,707	10,407,000,707	2.0020	2.0020	
第18計算期間末	15,412,398,850	15,412,398,850	2.4910	2.4910	
(2019年9月19日)	10,412,000,000	10,412,000,000	2.4010	2.4010	
第19計算期間末	16,085,060,675	16,085,060,675	2.6822	2.6822	
(2020年9月23日)	10,000,000,010	10,000,000,010	2.0022	2.0022	
2021年3月末日	20,353,892,861	-	3.3916	-	
4月末日	20,127,285,292	-	3.3481	-	
5月末日	20,263,421,923	-	3.3533	-	
6月末日	20,444,198,890	-	3.3459	-	
7月末日	19,494,328,433	-	3.1689	-	
8月末日	20,188,252,166	-	3.2622	-	
第20計算期間末	24 204 670 474	24 204 670 474	0 4045	2.4045	
(2021年9月21日)	21,291,678,471	21,291,678,471	3.4645	3.4645	
9月末日	21,180,928,320	-	3.4402	-	
10月末日	21,175,707,615	-	3.3727	-	
11月末日	20,227,616,372	-	3.2464	-	
12月末日	21,201,082,517	-	3.3634	-	

2022年1月末日	19,867,970,702	-	3.1524	-
2月末日	19,515,255,965	-	3.0974	-
3月末日	20,605,053,183	-	3.2744	-

# 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
2021年9月22日 ~	
2022年3月21日	-

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第11計算期間	7.6
第12計算期間	62.2
第13計算期間	11.8
第14計算期間	8.8
第15計算期間	4.8
第16計算期間	24.7
第17計算期間	18.2
第18計算期間	5.4
第19計算期間	7.7
第20計算期間	29.2
2021年9月22日~	9.6
2022年3月21日	9.0

# (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第11計算期間	1,197,391,153	779,732,789
第12計算期間	2,579,790,374	2,304,016,382
第13計算期間	2,324,499,170	2,082,225,557

第14計算期間	3,532,018,390	2,956,419,238
第15計算期間	2,362,136,041	1,831,935,709
第16計算期間	2,010,317,392	2,597,181,145
第17計算期間	2,272,238,847	1,908,519,747
第18計算期間	2,204,135,841	1,891,551,430
第19計算期間	2,360,528,599	2,550,785,123
第20計算期間	1,954,267,054	1,805,706,073
2021年9月22日 ~	060 101 201	760 966 094
2022年3月21日	960,181,281	760,866,984

## (参考)マザーファンド

ストックインデックス225・マザーファンド

## (1) 投資状況 (2022年3月31日現在)

## 投資状況

投	資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式		211,553,148,560	98.08
	内 日本	211,553,148,560	98.08
コール・ローン、その他	コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1.92
純資産総額		215,684,786,991	100.00

# その他の資産の投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取	双引(買建)	4,118,840,000	1.91
内 日本		4,118,840,000	1.91

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (2) 投資資産 (2022年3月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

# イ.主要銘柄の明細

				株数、口数また	簿価単価	評価単価	投資
銘柄名	地域	種類	業種	I+	簿価	時価	比率
				額面金額	(円)	(円)	(%)

						有伽	正券届出書(内国技	<b>分</b> 負信計
1	東京エレクトロン	日本	株式	電気機	268,000	54,098.95	63,250.00 16,951,000,000	7.86
				器		14,498,520,000 73,574.17	62,990.00	
2	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	268,000	19,717,880,000		7.83
	<u>いっしがい カガロ ニ ヲ゚</u>	□ ★	株式	情報·通	4 609 000	6,210.08	5,559.00	4 4 4
3	ソフトバンクグループ	日本	作本工い	信業	1,608,000	9,985,824,000	8,938,872,000	4.14
4	KDDI	日本	株式	情報·通	1,608,000	3,761.00	4,005.00	2.99
				信業		6,047,688,000	6,440,040,000	
5	ダイキン工業	日本	株式	機械	268,000	26,180.89	22,410.00	2.78
				<b>高ケ州</b>		7,016,480,000	6,005,880,000	
6	ファナック	日本	株式	電気機器	268,000	25,100.89 6,727,040,000	21,645.00 5,800,860,000	2.69
				電気機		10,851.04	9,670.00	
7	アドバンテスト	日本	株式	器	536,000	5,816,160,000		2.40
						20,782.12	18,790.00	
8	信越化学	日本	株式	化学	268,000	5,569,610,000		2.33
	リクルートホールディ		14-15	サービス	204.000	6,855.83	5,414.00	0.00
9	ングス	日本	株式	業	804,000	5,512,092,000	4,352,856,000	2.02
10	テルモ	日本	株式	精密機	1,072,000	5,173.55	3,724.00	1.85
L	,,,,,	H T	17/17/	器	1,072,000	5,546,056,000	3,992,128,000	
11	京 セラ	日本	株式	電気機	536,000	6,949.76	6,882.00	1.71
_				器		3,725,072,000		
12	TDK	日本	株式	電気機	804,000	4,153.53		1.66
				器電気機		3,339,440,000		
13	ソニーグループ	日本	株式	电双版   器	268,000	3,314,330,000	·	1.58
				нн		4,084.51	4,097.00	
14	中外製薬	日本	株式	医薬品	804,000	3,283,950,000		1.53
			Lat. 15	情報·通		2,177.56	2,418.00	
15	NTTデータ	日本	株式	信業	1,340,000	2,917,940,000	3,240,120,000	1.50
16	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用	1,340,000	1,997.06	2,222.50	1.38
	コノロ   判   半	144	<u>የ</u> ጥ ፲ \	機器	1,340,000	2,676,070,000	2,978,150,000	1.30
17	エムスリー	日本	株式	サービス	643,200	8,136.33	4,469.00	1.33
_				業	,	5,233,291,200		
18	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	1,340,000	1,874.70		1.19
_				<b>₩</b> ‡ <del>;.ta</del> 144		2,512,105,000	2,560,740,000	
19	オリンパス	日本	株式	精密機 器	1,072,000	2,330.80 2,498,628,000	2,339.00 2,507,408,000	1.16
	バンダイナムコ			その他		8,820.30	9,292.00	
20	HLDGS	日本	株式	製品	268,000	2,363,842,000		1.15
<u> </u>						_,130,012,000	_, .55,_55,000	

		_	_			1月1四日	证券届出書(内国技	过其活乱		
21	セコム	日本	株式	サービス	268,000	8,349.36	8,868.00	1.10		
21		口华	イ木工し	業	200,000	2,237,630,000	2,376,624,000	1.10		
22	2 日東電工 日本 株式	株式	化学	268,000	8,292.08	8,820.00	1.10			
22	口宋电上	日本	休工	1七 <del>子</del> 	200,000	2,222,280,000	2,363,760,000	1.10		
22	20 4 / 5 2	□ <del>*</del>	株式	電気機	268 000	11,176.25	8,214.00	1.02		
23	オムロン	日本	イ木工し	器	268,000	2,995,236,000	2,201,352,000	1.02		
		₩ <del>-</del>	<b>◆</b> ₩ □	202.000	9,385.74	8,130.00	4 04			
24	キッコーマン	日本	株式	食料品	268,000	2,515,380,000	2,178,840,000	1.01		
٥,	25 第一三共 日本	一三共 日本 株式				- 4	004.000	2,975.09	2,680.00	1.00
25				医薬品 804,000	2,391,975,000	2,154,720,000	1.00			
20	<i>≕</i> `	日本	₩ <del>-</del>	輸送用	202.000	7,778.71	7,860.00	0.98		
20	デンソー		株式	機器	268,000	2,084,696,000	2,106,480,000	0.98		
07	コナミホールディング	□ <b>★</b>	₩ <del>-</del>	情報·通	202.000	6,764.62	7,750.00	0.00		
27	ス	日本	株式	信業	268,000	1,812,920,000	2,077,000,000	0.96		
	<b>护取美制</b> 茶	□ <b>★</b>	₩ <del>-</del>	医苯口	268 000	7,367.91	7,530.00	0.04		
28	塩野義製薬	日本	株式	医薬品	268,000	1,974,600,000	2,018,040,000	0.94		
	壹十寸 / Ⅱ / I Ⅱ B 0 0	n <b>*</b>	₩ <del>-</del>	/v.es	268,000	9,465.85	7,502.00	0.00		
29	富士フイルムHLDGS	日本	株式	式 化学 268,000	2,536,850,000	2,010,536,000	0.93			
	口本小兴	n+	+#-+	/L 24	000 000	6,840.07	7,230.00	0.00		
30	日産化学	日本	株式	化学	268,000	1,833,140,000	1,937,640,000	0.90		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

# 口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率		
株式	98.08%		
合計	98.08%		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

# 八.投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率		
水産・農林業	0.10%		
鉱業	0.07%		
建設業	1.62%		
食料品	3.46%		
繊維製品	0.13%		
パルプ・紙	0.09%		
化学	7.45%		
医薬品	6.82%		
石油・石炭製品	0.22%		

	_
ゴム製品	0.70%
ガラス・土石製品	0.96%
鉄鋼	0.11%
非鉄金属	0.93%
金属製品	0.03%
機械	4.78%
電気機器	25.31%
輸送用機器	4.64%
精密機器	3.24%
その他製品	2.90%
電気・ガス業	0.14%
陸運業	1.37%
海運業	0.36%
空運業	0.03%
倉庫・運輸関連業	0.19%
情報・通信業	11.65%
卸売業	2.59%
小売業	9.41%
銀行業	0.59%
証券、商品先物取引業	0.25%
保険業	0.80%
その他金融業	0.45%
不動産業	1.17%
サービス業	5.53%
合計	98.08%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

# 投資不動産物件

該当事項はありません。

# その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	N K 2 2 5 先物 0 4 0 6 月	買建	148	3,952,261,400	4,118,840,000	1.91%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

### (参考情報)運用実績

●DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)

2022年3月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。 基準価額・純資産の推移 2012年4月2日~2022年3月31日 400 40,000 基準価額 32,744円 純資産総額 206億円 30,000 300 基 基準価額の騰落率 資 産 価 20,000 200 期間 ファンド 超 額 1カ月間 円 5.7% 億 3カ月間 -2.6% 円 10,000 100 6カ月間 -4.8% 1年間 -3.5% 3年間 36.7% 0 5年間 57.8% 2012/04/02 2022/03/29 2015/07/27 2018/11/16 228.7% 設定来

※上記の「基準価額の機落率」とは、 「分配会再投資基準価額」の機落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配金両投資基準価額(左軸)

### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 50円 第 10 期| 第 11 期| 第 12 期| 第 13 期| 第 14 期| 第 15 期| 第 16 期| 第 17 期| 第 18 期| 第 19 期| 第 20 期 第9期 決算期 10年9月 17年9月 13年9月 14年9月 15年9月 16年9月 18年9月 19年9月 20年9月 21年9月 11年9月 12年9月 分配金 0円 0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。 あらかじめ 定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

──── 純資産認額(右軸)

#### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

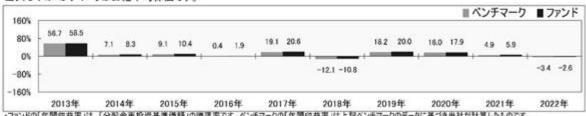
- 基準価額 (左軸)

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	225	98.1%	電気機器	25.3%	東京エレクトロン	電気機器	7.9%
国内株式先物	- 1	1.9%	情報·通信業	11.6%	ファーストリテイリング	小売業	7.8%
不動産投資信託等	1.5		小売業	9.4%	ソフトバンクグループ	情報·通信業	4.1%
コール・ローン、その他		1.9%	化学	7.4%	KDDI	情報·通信業	3.0%
合計	226	-	医薬品	6.8%	ダイキン工業	機械	2.8%
株式 市場·上場別構成 比率		サービス業	5.5%	ファナック	電気機器	2.7%	
一部(東証·名証) 9		98.1%	機械	4.8%	アドバンテスト	電気機器	2.4%
二部(東証·名証)		-	輸送用機器	4.6%	信越化学	化学	2.3%
新興市場他		-	食料品	3.5%	リクルートホールディングス	サービス業	2.0%
その他		-	その他	19.0%	NK225先物 0406月	-	1.9%
合計 98.1%		合計	98.1%	合計		36.9%	

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計機を表示していません。

#### 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは日経平均株価です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の機落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

2022年は3月31日までの機落率を表しています

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める積立投資約款にしたがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができます。

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が 課されます。なお、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求 することができます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の 実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合に は、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益 者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を 解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基 準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口 数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般 社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から 負債総額を控除した金額をいいます。

### (注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。

### (注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均株価に採用された銘柄:原則として当該取引所 における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年9月20日から翌年9月19日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始される ものとします。

#### (5)【その他】

#### 信託の終了

- 1.委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます
- 2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかか るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
- 5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6.前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、 あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2.委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書

- 1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### < 収益分配金にかかる請求権 >

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### < 償還金にかかる請求権 >

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### <換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

#### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間 (2020年9月24日から2021年9月21日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

## 【財務諸表】

DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 2020年9月23日現在	第20期 2021年9月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	56,363,564	91,180,258
親投資信託受益証券	16,082,366,121	21,287,963,460
流動資産合計	16,138,729,685	21,379,143,718
資産合計	16,138,729,685	21,379,143,718
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,213,212	29,074,439
未払受託者報酬	5,080,545	6,673,193
未払委託者報酬	38,951,166	51,161,601
その他未払費用	424,087	556,014
流動負債合計	53,669,010	87,465,247
負債合計	53,669,010	87,465,247
純資産の部		
元本等		
元本	1 5,997,060,520	1 6,145,621,501
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	10,088,000,155	15,146,056,970
(分配準備積立金)	2,604,974,874	5,767,062,132
元本等合計	16,085,060,675	21,291,678,471
純資産合計	16,085,060,675	21,291,678,471
負債純資産合計	16,138,729,685	21,379,143,718

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	 第19期 2019年9月20日 2020年9月23日	自 至	第20期 2020年9月24日 2021年9月21日
営業収益			
受取利息	275		590
有価証券売買等損益	1,366,549,465		4,805,997,339
営業収益合計	1,366,549,740		4,805,997,929
営業費用			
支払利息	31,118		27,457
受託者報酬	10,203,479		12,689,122
委託者報酬	78,227,295		97,283,930
その他費用	852,962		1,057,431
営業費用合計	89,314,854		111,057,940
営業利益	1,277,234,886		4,694,939,989
経常利益	1,277,234,886		4,694,939,989
当期純利益	1,277,234,886		4,694,939,989
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	50,534,327		855,505,041
期首剰余金又は期首欠損金()	9,225,081,806		10,088,000,155
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,420,255,194		4,369,852,813
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3,420,255,194		4,369,852,813
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,784,037,404		3,151,230,946
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3,784,037,404		3,151,230,946
分配金	1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	10,088,000,155		15,146,056,970

# (3) 【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第20期
	区分	自 2020年9月24日
		至 2021年9月21日
1.	有価証券の評価基準及び評価	親投資信託受益証券
	方法	
		移動平均法に基づき、時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて
		評価しております。
2.	その他財務諸表作成のための	計算期間末日
	基本となる重要な事項	
		2020年9月19日から2020年9月22日までが休日のため、前計算期間末
		日を2020年9月23日としており、2021年9月19日及びその翌日が休日
		のため、当計算期間末日を2021年9月21日としております。このた
		め、当計算期間は363日となっております。

## (貸借対照表に関する注記)

( >-					
区分		V △	第19期	第20期	
		<u> </u>	2020年9月23日現在	2021年9月21日現在	
1.	1	期首元本額	6,187,317,044円	5,997,060,520円	
		期中追加設定元本額	2,360,528,599円	1,954,267,054円	
		期中一部解約元本額	2,550,785,123円	1,805,706,073円	
2.		計算期間末日における受益	5,997,060,520□	6,145,621,501□	
		権の総数			

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第19期	第20期
区分	自 2019年9月20日	自 2020年9月24日
	至 2020年9月23日	至 2021年9月21日

		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴	計算期間末における解約に伴
	う当期純利益金額分配後の配	う当期純利益金額分配後の配
	当等収益から費用を控除した	当等収益から費用を控除した
	額(0円)、解約に伴う当期	額(0円)、解約に伴う当期
	純利益金額分配後の有価証券	純利益金額分配後の有価証券
	売買等損益から費用を控除	売買等損益から費用を控除
	し、繰越欠損金を補填した額	し、繰越欠損金を補填した額
	(918,790,824円)、投資信	(3,839,439,794円)、投資
	託約款に規定される収益調整	信託約款に規定される収益調
	金(8,266,230,216円)及び	整金(9,379,018,655円)及
	分配準備積立金	び分配準備積立金
	(1,686,184,050円)より分	(1,927,622,338円)より分
	配対象額は10,871,205,090円	配対象額は15,146,080,787円
	(1万口当たり18,127.56円)	(1万口当たり24,645.32円)
	であり、分配を行っておりま	であり、分配を行っておりま
	せん。	せん。

# (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		第20期
	区分	自 2020年9月24日
		至 2021年9月21日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、 リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該 価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま す。

#### 金融商品の時価等に関する事項

区分		第20期	
		2021年9月21日現在	
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
	計上額との差額	と時価との差額はありません。	
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券	
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。	
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等	
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい	
		ことから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

	第19期	第20期	
2020年9月23日現在		2021年9月21日現在	
種 類 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)		当計算期間の損益に	
		含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	1,302,105,938	4,510,259,742	
合計	1,302,105,938	4,510,259,742	

# (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第19期	第20期
2020年9月23日現在	2021年9月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

第20期

### (関連当事者との取引に関する注記)

752077	
自	2020年9月24日
至	2021年9月21日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

	第19期	第20期	
	2020年9月23日現在	2021年9月21日現在	
1口当たり純資産額	2.6822円	3.4645円	
(1万口当たり純資産額)	(26,822円)	(34,645円)	

### (4) 【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄		評価額	備考	
1里 <del>  大</del> 貝	重有 机	分山総領	(円)	伸写	
親投資信託受益	ストックインデックス 2 2 5 ・マザー	E 492 0EE 624	24 207 062 460		
証券	ファンド	5,483,055,624	21,287,963,460		
親投資信託受益証券 合計			21,287,963,460		
合計	合計		21,287,963,460	·	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

# 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

#### (参考)

当ファンドは、「ストックインデックス225・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ストックインデックス225・マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### 貸借対照表

			有伽証夯庙出書(内国投資信託
		2020年9月23日現在	2021年9月21日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		20,405,078,144	11,594,808,498
株式 2	2 3	162,602,465,000	193,896,831,960
派生商品評価勘定		3,348,470	800,920
未収入金		7,574,920	1,657,155,991
未収配当金		82,173,000	96,876,500
未収利息		919,026	515,646
その他未収収益 4	1	13,263,244	360,722
差入委託証拠金		-	2,026,000
流動資産合計		183,114,821,804	207,249,376,237
資産合計		183,114,821,804	207,249,376,237
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		373,850	29,881,910
前受金		15,146,240	29,168,240
未払金		5,500	1,798,520
未払解約金		272,944,000	589,590,000
受入担保金		17,500,847,238	8,369,931,465
その他未払費用		145,245	-
流動負債合計		17,789,462,073	9,020,370,135
負債合計		17,789,462,073	9,020,370,135
純資産の部			
元本等			
元本 1		55,323,152,743	51,056,738,772
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		110,002,206,988	147,172,267,330
元本等合計		165,325,359,731	198,229,006,102
純資産合計		165,325,359,731	198,229,006,102
負債純資産合計		183,114,821,804	207,249,376,237

# 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		有価証券届出書(内国投資信託
	区分	自 2020年9月24日
	<u> </u>	至 2021年9月21日
1.	有価証券の評価基準及び評価	株式
	方法	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相
		場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引
		業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が
		時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務
		に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と
		協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して
		おります。
2.	デリバティブ取引の評価基準	先物取引
	及び評価方法	
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の
		主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金
		原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配
		当金額を計上しております。

# (貸借対照表に関する注記)

	区分	2020年9月23日現在	2021年9月21日現在
1.	1 期首	2019年9月20日	2020年9月24日
	期首元本額	65,724,660,910円	55,323,152,743円
	期中追加設定元本額	14,915,798,201円	12,733,160,542円
	期中一部解約元本額	25,317,306,368円	16,999,574,513円
	期末元本額の内訳		
7	ファンド名		
	ストック インデックス ファ	24,213,438,635円	20,583,545,296円
	ンド225		
	適格機関投資家専用・ダイ	470,511,110円	333,474,643円
	ワ・ストックインデックス		
	ファンド225VA		
	大和 ストック インデックス	8,932,313,434円	7,295,860,497円
	225 ファンド		
	D - I's 日経225イン	143,681,268円	113,106,768円
	デックス		

				有価証券届出書(内国投資信託
		iFree 日経225イン	3,817,779,748円	6,285,660,509円
		デックス		
		DC・ダイワ・ストックイン	5,381,597,551円	5,483,055,624円
		デックス225(確定拠出年		
		金専用ファンド)		
		ダイワ・ノーロード 日経 2	275,864,440円	307,165,744円
		25ファンド		
		ダイワファンドラップ 日経	4,064,405,168円	3,954,737,892円
		2 2 5 インデックス		
		ダイワ日経225インデック	339,060,218円	169,533,410円
		ス(ダイワSMA専用)		
		ダイワ・インデックスセレク	7,684,501,171円	6,530,598,389円
		ト 日経 2 2 5		
	計		55,323,152,743円	51,056,738,772円
2.		期末日における受益権の総数	55,323,152,743□	51,056,738,772□
3.	2	貸付有価証券	  株券貸借取引契約により、以	   株券貸借取引契約により、以
			下のとおり有価証券の貸付を	下のとおり有価証券の貸付を
			行っております。	行っております。
			株式 16,678,160,420円	株式 7,812,537,300円
4.	3	差入委託証拠金代用有価証券	   先物取引に係る差入委託証拠	   先物取引に係る差入委託証拠
			金代用有価証券として以下の	  金代用有価証券として以下の
			とおり差入を行っておりま	とおり差入を行っておりま
			す。	<b>         </b>
			株式 2,424,250,000円	株式 2,970,210,000円
5.	4	その他未収収益	    貸付有価証券に係る配当金相	
			当額の未入金分12,624,000円	
			が含まれております。	

# (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2020年9月24日 至 2021年9月21日
	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用 の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。

これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、 信用リスク、流動性リスクであります。

信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における株価指数先物取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、 リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体が デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### 金融商品の時価等に関する事項

	 区 分	2021年9月21日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい ことから、当該帳簿価額を時価としております。

# (有価証券に関する注記)

# 売買目的有価証券

	2020年9月23日現在	2021年9月21日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	

株式	11,392,622,269	38,859,139,239
合計	11,392,622,269	38,859,139,239

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年9月 20日から2020年9月23日まで、及び2020年9月24日から2021年9月21日まで)を指して おります。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 株式関連

	2020年9月23日 現在				2021年9月21日 現在			
種 類	契約額等	契約額等 時価 評価損益 契約額等			時価	評価損益		
	(円)	うち	(円)	(円)	(円) うち		(円)	(円)
		1年超				1年超		
市場取引								
株価指数								
先物取引								
買建	970,982,280	-	973,980,000	2,997,720	2,915,747,640	-	2,886,720,000	29,027,640
合計	970,982,280	ı	973,980,000	2,997,720	2,915,747,640	ı	2,886,720,000	29,027,640

### (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### (1口当たり情報)

	2020年9月23日現在 2021年9月21日現在	
1口当たり純資産額	2.9884円	3.8825円
(1万口当たり純資産額)	(29,884円)	(38,825円)

### 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式

1	1			有価証券届出書 T	( 内国投資信託
<b>銘</b> 柄	株 式 数	評価	評価額(円)		
		単価	金額		
日本水産	234,000	642.00	150,228,000		
マルハニチロ	23,400	2,654.00	62,103,600		
INPEX	93,600	788.00	73,756,800		
コムシスホールディングス	234,000	2,986.00	698,724,000		
大成建設	46,800	3,600.00	168,480,000		
大 林 組	234,000	936.00	219,024,000		
清水建設	234,000	846.00	197,964,000		
長谷エコーポレーション	46,800	1,500.00	70,200,000		
鹿島建設	117,000	1,466.00	171,522,000		
大和ハウス	234,000	3,800.00	889,200,000		
積水ハウス	234,000	2,375.50	555,867,000		
日揮ホールディングス	234,000	980.00	229,320,000		
日清製粉G本社	234,000	1,926.00	450,684,000		
明治ホールディングス	46,800	7,330.00	343,044,000		
日本ハム	117,000	4,380.00	512,460,000		
エムスリー	561,600	8,588.00	4,823,020,800		
ディー・エヌ・エー	70,200	1,984.00	139,276,800		
サッポロホールディングス	46,800	2,519.00	117,889,200	貸付株式数	17,400株
アサヒグループホールディ ン	234,000	5,485.00	1,283,490,000	貸付株式数	85,600株
キリンHD	234,000	2,049.00	479,466,000	貸付株式数	81,500株
宝ホールディングス	234,000	1,565.00	366,210,000		
双日	23,400	354.00	8,283,600		
キッコーマン	234,000	9,520.00	2,227,680,000		
味の素	234,000	3,464.00	810,576,000		
ニチレイ	117,000	2,980.00	348,660,000		
日本たばこ産業	234,000	2,164.00	506,376,000		
J. フロント リテイリ ング	117,000	1,014.00	118,638,000		
  三越伊勢丹HD	234,000	799.00	186,966,000		
 東洋紡	23,400	1,396.00	32,666,400		
ユニチカ	23,400	386.00	9,032,400		
日清紡ホールディングス	234,000	837.00	195,858,000		
東急不動産 H D	234,000	664.00	155,376,000		
セブン&アイ・HLDGS	234,000	5,124.00	1,199,016,000		
帝 人	46,800	1,624.00	76,003,200		
ー 東 レ	234,000	727.30	170,188,200		
クラレ	234,000	1,057.00	247,338,000	貸付株式数	87,000株

				有伽証券届	出書(内国投資信詞
旭 化 成	234,000	1,243.50	290,979,000		
SUMCO	23,400	2,385.00	55,809,000	貸付株式数	9,200株
ネクソン	468,000	1,748.00	818,064,000	貸付株式数	171,200株
王子ホールディングス	234,000	582.00	136,188,000		
日本製紙	23,400	1,227.00	28,711,800		
昭和電工	23,400	2,721.00	63,671,400		
住友化学	234,000	591.00	138,294,000		
日産化学	234,000	6,920.00	1,619,280,000		
東ソー	117,000	2,081.00	243,477,000		
トクヤマ	46,800	2,214.00	103,615,200		
デンカ	46,800	4,045.00	189,306,000		
信越化学	234,000	21,150.00	4,949,100,000		
協和キリン	234,000	4,130.00	966,420,000		
三井化学	46,800	3,940.00	184,392,000		
三菱ケミカルHLDGS	117,000	1,032.00	120,744,000		
宇部興産	23,400	2,288.00	53,539,200		
電通グループ	234,000	4,200.00	982,800,000	貸付株式数	87,200株
花 王	234,000	6,683.00	1,563,822,000	貸付株式数	85,600株
武田薬品	234,000	3,759.00	879,606,000		
アステラス製薬	1,170,000	1,876.00	2,194,920,000		
大日本住友製薬	234,000	2,057.00	481,338,000		
塩野義製薬	234,000	7,371.00	1,724,814,000		
中外製薬	702,000	4,129.00	2,898,558,000		
エーザイ	234,000	8,379.00	1,960,686,000		
テ ル モ	936,000	5,316.00	4,975,776,000		
第一三共	702,000	3,020.00	2,120,040,000		
大塚ホールディングス	234,000	4,857.00	1,136,538,000	貸付株式数	87,200株
DIC	23,400	3,290.00	76,986,000	貸付株式数	8,500株
Zホールディングス	93,600	734.50	68,749,200		
トレンドマイクロ	234,000	6,210.00	1,453,140,000	貸付株式数	85,600株
サイバーエージェント	187,200	2,193.00	410,529,600		
<u></u> 楽天グループ	234,000	1,110.00	259,740,000	貸付株式数	85,600株
富士フイルムHLDGS	234,000	9,694.00	2,268,396,000		
コニカミノルタ	234,000	601.00	140,634,000		
	234,000	7,638.00	1,787,292,000		
  出光興産	93,600	2,891.00	270,597,600		
ENEOSホールディング	·				
z	234,000	460.10	107,663,400		
 横浜ゴム	117,000	1,984.00	232,128,000	貸付株式数	42,800株
ブリヂストン	234,000	5,303.00	1,240,902,000	貸付株式数	85,600株

_					出書(内国投資信詞
A G C	46,800	5,700.00	266,760,000	貸付株式数	18,400株
日本板硝子	23,400	575.00	13,455,000		
日本電気硝子	70,200	2,408.00	169,041,600	貸付株式数	25,600株
住友大阪セメント	23,400	3,155.00	73,827,000		
太平洋セメント	23,400	2,450.00	57,330,000		
東海カーボン	234,000	1,534.00	358,956,000		
тото	117,000	5,580.00	652,860,000		
日本碍子	234,000	1,884.00	440,856,000		
日本製鉄	23,400	2,056.50	48,122,100		
神戸製鋼所	23,400	685.00	16,029,000		
JFEホールディングス	23,400	1,762.00	41,230,800		
大平洋金属	23,400	1,894.00	44,319,600		
日本製鋼所	46,800	2,957.00	138,387,600	, ,	
日本軽金属 H D	23,400	2,016.00	47,174,400		
三井金属	23,400	3,280.00	76,752,000	, ,	
東邦亜鉛	23,400	2,869.00	67,134,600	, ,	
三菱マテリアル	23,400	2,239.00	52,392,600	,	
  住友鉱山	117,000	4,141.00	484,497,000		
D O W A ホールディングス	46,800	4,575.00	214,110,000		
	23,400	2,405.00	56,277,000		
住友電工	234,000	1,492.50	349,245,000	,	
フジクラ	234,000	687.00	160,758,000	, ,	
<u></u> 東洋製罐グループ H D	234,000	1,345.00	314,730,000	,	
リクルートホールディング ス	702,000	6,983.00	4,902,066,000		
オークマ	46,800	5,640.00	263,952,000		
アマダ	234,000	1,201.00	281,034,000	,	
日本郵政	234,000	966.80	226,231,200		
小松製作所	234,000	2,714.50	635,193,000		
住友重機械	46,800	3,025.00	141,570,000		
日立建機	234,000	3,190.00	746,460,000		
クボタ	234,000	2,419.00	566,046,000	,	
上 荏原製作所	46,800	5,820.00	272,376,000	貸付株式数	17,100株
ダイキン工業	234,000	26,680.00	6,243,120,000		
日本精工	234,000	757.00	177,138,000		
N T N	234,000	250.00	58,500,000		
ジェイテクト	234,000	961.00	224,874,000		
ミネベアミツミ	234,000	2,943.00	688,662,000		
日立	46,800	6,443.00	301,532,400		
  三菱電機	234,000	1,576.50	368,901,000		

				有伽証券届	出書(内国投資信託
富士電機	46,800	5,130.00	240,084,000		
安川電機	234,000	5,870.00	1,373,580,000		
オムロン	234,000	11,480.00	2,686,320,000		
ジーエス・ユアサ コーポ	46,800	2,584.00	120,931,200		
日本電気	23,400	6,220.00	145,548,000		
富士通	23,400	21,030.00	492,102,000		
沖 電 気	23,400	983.00	23,002,200		
セイコーエプソン	468,000	2,279.00	1,066,572,000		
パナソニック	234,000	1,384.50	323,973,000		
シャープ	234,000	1,386.00	324,324,000	貸付株式数	85,600株
ソニーグループ	234,000	12,340.00	2,887,560,000		
T D K	234,000	12,460.00	2,915,640,000		
アルプスアルパイン	234,000	1,213.00	283,842,000		
横河電機	234,000	1,968.00	460,512,000		
アドバンテスト	468,000	11,100.00	5,194,800,000		
デンソー	234,000	7,740.00	1,811,160,000		
カシオ	234,000	1,813.00	424,242,000		
ファナック	234,000	25,575.00	5,984,550,000		
京 セ ラ	468,000	6,996.00	3,274,128,000		
太陽誘電	234,000	7,390.00	1,729,260,000		
日東電工	234,000	8,310.00	1,944,540,000		
三井 E & S H D	23,400	485.00	11,349,000		
日立造船	46,800	920.00	43,056,000		
三菱重工業	23,400	2,993.00	70,036,200		
川崎重工業	23,400	2,446.00	57,236,400		
IHI	23,400	2,569.00	60,114,600		
コンコルディア・フィナン	234,000	444.00	103,896,000		
シャル	224 000	FFC 20	420, 474, 200		
日産自動車	234,000	556.30	130,174,200		
いすゞ自動車	117,000	1,479.00	173,043,000		
トヨタ自動車	234,000	9,929.00	2,323,386,000		
日野自動車 	234,000	1,013.00	237,042,000		
三菱自動車工業  マーツーダ	23,400 46,800	279.00 935.00	6,528,600		
本田技研	468,000	3,338.00	1,562,184,000		
スズキ	234,000	5,086.00	1,190,124,000		
S U B A R U	234,000				
	234,000	2,057.00	481,338,000 721,890,000	<b>公付性</b>	02 000++
ヤマハ発動機ニューニューニューニューニューニューニューニューニューニューニューニューニューニ	•	3,085.00		貝川休八数	92,000株
	234,000	1,314.00	307,476,000		
オリンパス	936,000	2,326.00	2,177,136,000		

				有価証券届出	l書 ( 内国投資信託
SCREENホールディン グス	46,800	10,210.00	477,828,000		
キヤノン	351,000	2,688.00	943,488,000	┗━━━━━━ 貸付株式数	162,000株
リ コ ー	234,000	1,101.00	257,634,000		
シチズン時計	234,000	525.00	122,850,000		
バンダイナムコHLDGS	234,000	8,883.00	2,078,622,000		
凸版印刷	117,000	1,992.00	233,064,000		
大日本印刷	117,000	2,759.00	322,803,000	,	
ヤマハ	234,000	7,270.00	1,701,180,000		
<del> </del>	234,000	3,455.00	808,470,000		
丸 紅	234,000	924.40	216,309,600		
豊田通商	234,000	4,775.00	1,117,350,000		
三井物産	234,000	2,445.00	572,130,000		
東京エレクトロン	234,000	54,070.00	12,652,380,000		
住友商事	234,000	1,600.00	374,400,000		
三菱商事	234,000	3,532.00	826,488,000		
高島屋	117,000	1,158.00	135,486,000		
丸井グループ	234,000	2,093.00	489,762,000		
クレディセゾン	234,000	1,357.00	317,538,000		
イオン	234,000	3,018.00	706,212,000		
新生銀行	23,400	1,886.00	44,132,400		
あおぞら銀行	23,400	2,734.00	63,975,600		
三菱UFJフィナンシャル G	234,000	632.50	148,005,000		
りそなホールディングス	23,400	443.90	10,387,260		
三井住友トラストHD	23,400	3,830.00	89,622,000		
三井住友フィナンシャルG	23,400	3,929.00	91,938,600		
<b>千葉銀行</b>	234,000	713.00	166,842,000		
ふくおかフィナンシャルG	46,800	2,016.00	94,348,800		
静岡銀行	234,000	928.00	217,152,000		
みずほフィナンシャルG	23,400	1,602.00	37,486,800		
大和証券G本社	234,000	667.70	156,241,800		
野村ホールディングス	234,000	551.10	128,957,400		
松井証券	234,000	833.00	194,922,000		
SOMPOホールディング ス	58,500	5,078.00	297,063,000		
日本取引所グループ	234,000	2,908.00	680,472,000		
M S & A D	70,200	3,837.00	269,357,400		
第一生命HLDGS	23,400	2,358.50	55,188,900		
東京海上HD	117,000	6,000.00	702,000,000		
<b></b>					

				<u> </u>	出書(内国投資信
T&Dホールディングス	46,800	1,540.00	72,072,000		
三井不動産	234,000	2,522.50	590,265,000		
三菱地所	234,000	1,730.50	404,937,000		
東京建物	117,000	1,699.00	198,783,000		
住友不動産	234,000	3,888.00	909,792,000		
東武鉄道	46,800	2,978.00	139,370,400		
東急	117,000	1,608.00	188,136,000		
小田急電鉄	117,000	2,575.00	301,275,000		
京王電鉄	46,800	5,990.00	280,332,000		
京成電鉄	117,000	3,555.00	415,935,000		
東日本旅客鉄道	23,400	7,088.00	165,859,200		
西日本旅客鉄道	23,400	5,192.00	121,492,800		
東海旅客鉄道	23,400	16,365.00	382,941,000		
日本通運	23,400	8,120.00	190,008,000		
ヤマトホールディングス	234,000	2,914.00	681,876,000		
日本郵船	23,400	10,060.00	235,404,000		
商船三井	23,400	9,190.00	215,046,000		
川崎汽船	23,400	7,310.00	171,054,000		
A N A ホールディングス	23,400	2,710.00	63,414,000		
三菱倉庫	117,000	3,290.00	384,930,000		
スカパーJSATHD	23,400	426.00	9,968,400		
日本電信電話	93,600	3,226.00	301,953,600		
KDDI	1,404,000	3,786.00	5,315,544,000		
ソフトバンク	234,000	1,556.00	364,104,000		
東京電力HD	23,400	309.00	7,230,600		
中部電力	23,400	1,364.00	31,917,600		
関西電力	23,400	1,151.50	26,945,100		
東京瓦斯	46,800	2,158.50	101,017,800		
大阪瓦斯	46,800	2,129.00	99,637,200		
東 宝	23,400	5,260.00	123,084,000		
NTTデータ	1,170,000	2,175.00	2,544,750,000		
セコム	234,000	8,400.00	1,965,600,000		
コナミホールディングス	234,000	6,840.00	1,600,560,000		
ファーストリテイリング	234,000	74,630.00	17,463,420,000	貸付株式数	41,000株
ソフトバンクグループ	1,404,000	6,329.00	8,885,916,000		
 合計			193,896,831,960		

(注) 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

武田薬品 ファーストリテイリング 50,000株 ファナック

30,000株

- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間 (2021年9月22日から2022年3月21日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

# DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	当中間計算期間末 2022年3月21日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	16,774,516
コール・ローン	106,022,263
親投資信託受益証券	19,862,739,633
流動資産合計	19,985,536,412
資産合計	19,985,536,412
負債の部	
流動負債	
未払解約金	55,088,677
未払受託者報酬	6,739,665
未払委託者報酬	51,671,113
未払利息	129
その他未払費用	561,551
流動負債合計	114,061,135
負債合計	114,061,135
純資産の部	
元本等	
元本	1 6,344,935,798
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	13,526,539,479
(分配準備積立金)	5,107,298,452
元本等合計	19,871,475,277
純資産合計	19,871,475,277
負債純資産合計	19,985,536,412

# (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当中間計算期間 自 2021年9月22日 至 2022年3月21日
営業収益	
受取利息	279
有価証券売買等損益	1,999,123,827
営業収益合計	1,999,123,548
営業費用	
支払利息	9,835
受託者報酬	6,739,665
委託者報酬	51,671,113
その他費用	561,551
営業費用合計	58,982,164
営業利益又は営業損失()	2,058,105,712
経常利益又は経常損失()	2,058,105,712
中間純利益又は中間純損失( )	2,058,105,712
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う中間純損失金額の分配額( )	128,226,580
期首剰余金又は期首欠損金()	15,146,056,970
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,177,974,572
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2,177,974,572
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,867,612,931
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,867,612,931
中間剰余金又は中間欠損金()	13,526,539,479

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間計算期間		
区分	自 2021年9月22日		
	至 2022年3月21日		
有価証券の評価基準及び評価	親投資信託受益証券		
方法			
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。		
	時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて		
	評価しております。		

# (中間貸借対照表に関する注記)

	区分		当中間計算期間末
			2022年3月21日現在
1.	1	期首元本額	6,145,621,501円
		期中追加設定元本額	960,181,281円
		期中一部解約元本額	760,866,984円
2.		中間計算期間末日における	6,344,935,798□
		受益権の総数	

# (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当中間計算期間
区分	自 2021年9月22日
	至 2022年3月21日
	該当事項はありません。

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の時価等に関する事項

	▽ △	当中間計算期間末		
	区分	2022年3月21日現在		
1.	金融商品の時価及び中間貸借対	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計		
	照表計上額との差額	上額と時価との差額はありません。		
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。		

(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい ことから、当該帳簿価額を時価としております。

# (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

	当中間計算期間末	
	2022年3月21日現在	
該当事項はありません。		

### (1口当たり情報)

	当中間計算期間末
	2022年3月21日現在
1口当たり純資産額	3.1319円
(1万口当たり純資産額)	(31,319円)

### (参考)

当ファンドは、「ストックインデックス225・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ストックインデックス225・マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### 貸借対照表

		2022年3月21日現在
		金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		13,720,621,027
株式	2 3	203,994,784,760
派生商品評価勘定		240,454,650
未収入金		18,965,700
未収配当金		345,376,200

その他未収収益 4 41,996, 差入委託証拠金 25,058, 流動資産合計 218,387,731, 資産合計 218,387,731, 負債の部 流動負債			
差入委託証拠金 25,058,	未収利息		475,133
流動資産合計       218,387,731,         資産合計       218,387,731,         負債の部          流動負債       220,950,         未払解約金       451,293,         未払利息       16,900,015,         流動負債合計       10,732,275,         負債合計       10,732,275,         純資産の部       7本等         元本       1       58,997,718,         剰余金       148,657,738,	その他未収収益	4	41,996,437
資産合計218,387,731,負債の部流動負債前受金220,950,未払解約金451,293,未払利息16,受入担保金10,060,015,流動負債合計10,732,275,負債合計10,732,275,純資産の部元本等元本158,997,718,剰余金期末剰余金又は期末欠損金( )148,657,738,	差入委託証拠金		25,058,000
負債の部流動負債前受金220,950,未払解約金451,293,未払利息16,受入担保金10,060,015,流動負債合計10,732,275,負債合計10,732,275,純資産の部1元本等1元本1剩余金148,657,738,	流動資産合計		218,387,731,907
流動負債       220,950,         市受金       220,950,         未払解約金       451,293,         未払利息       16,         受入担保金       10,060,015,         流動負債合計       10,732,275,         負債合計       10,732,275,         純資産の部       7本等         元本       1       58,997,718,         剰余金       期末剰余金又は期末欠損金( )       148,657,738,	資産合計		218,387,731,907
前受金220,950,未払解約金451,293,未払利息16,受入担保金10,060,015,流動負債合計10,732,275,負債合計10,732,275,純資産の部元本等元本158,997,718,剰余金期末剰余金又は期末欠損金( )148,657,738,	負債の部		
未払解約金       451,293,         未払利息       16,         受入担保金       10,060,015,         流動負債合計       10,732,275,         負債合計       10,732,275,         純資産の部       元本等         元本       1         剰余金       148,657,738,         期末剰余金又は期末欠損金( )       148,657,738,	流動負債		
未払利息       16,         受入担保金       10,060,015,         流動負債合計       10,732,275,         負債合計       10,732,275,         純資産の部       7本等         元本       1       58,997,718,         剰余金       期末剰余金又は期末欠損金( )       148,657,738,	前受金	,	220,950,000
受入担保金10,060,015,流動負債合計10,732,275,負債合計10,732,275,純資産の部元本等元本158,997,718,剰余金期末剰余金又は期末欠損金( )148,657,738,	未払解約金	,	451,293,000
流動負債合計       10,732,275,         負債合計       10,732,275,         純資産の部          元本等       1         元本       1       58,997,718,         剰余金       期末剰余金又は期末欠損金( )       148,657,738,	未払利息		16,971
負債合計10,732,275,純資産の部元本等元本158,997,718,剰余金期末剰余金又は期末欠損金( )148,657,738,	受入担保金	,	10,060,015,119
純資産の部         元本等         元本 1       58,997,718,         剰余金         期末剰余金又は期末欠損金( )       148,657,738,	流動負債合計		10,732,275,090
元本       1       58,997,718,         剰余金       期末剰余金又は期末欠損金( )       148,657,738,	負債合計		10,732,275,090
元本 1 58,997,718, 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金( ) 148,657,738,	純資産の部		
剰余金 期末剰余金又は期末欠損金( ) 148,657,738,	元本等		
期末剰余金又は期末欠損金( ) 148,657,738,	元本	1	58,997,718,219
	剰余金		
元本等合計 207,655,456,	期末剰余金又は期末欠損金(	)	148,657,738,598
	元本等合計		207,655,456,817
<b>純資産合計</b> 207,655,456,	純資産合計		207,655,456,817
負債純資産合計 218,387,731,	負債純資産合計		218,387,731,907

# 注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u>`</u>		
	区分	自 2021年9月22日
	<u>ь</u> л	至 2022年3月21日
1.	有価証券の評価基準及び評価	株式
	方法	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相
		場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引
		業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が
		時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務
		に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と
		協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して
		おります。

- 1			行脚业分用山首(内型仅具信式 
2		デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法	先物取引
			個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
			時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の
			主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3	3. Ц	収益及び費用の計上基準	受取配当金
			原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配
			当金額を計上しております。

# (貸借対照表に関する注記)

	区分	2022年3月21日現在
1. 1	期首	2021年9月22日
	期首元本額	51,056,738,772円
	期中追加設定元本額	12,506,759,713円
	期中一部解約元本額	4,565,780,266円
	期末元本額の内訳	
ファ	ソンド名	
	ストック インデックス ファ	24,705,248,789円
	ンド225	
	適格機関投資家専用・ダイ	295,436,575円
	ワ・ストックインデックス	
	ファンド225VA	
	大和 ストック インデックス	8,044,484,290円
	225 ファンド	
	D - I's 日経225イン	104,743,304円
	デックス	
	iFree 日経225イン	8,751,042,392円
	デックス	
	DC・ダイワ・ストックイン	5,643,304,723円
	デックス225(確定拠出年	
	金専用ファンド)	
	ダイワ・ノーロード 日経 2	522,720,799円
	2 5 ファンド	
	ダイワファンドラップ 日経	4,040,006,564円
	2 2 5 インデックス	
	ダイワ日経225インデック	510,495,289円
	ス(ダイワSMA専用)	
	ダイワ・インデックスセレク	6,380,235,494円
	ト 日経225	

			有側趾分庙工音(內国投員信託
	計		58,997,718,219円
2.		期末日における受益権の総数	58,997,718,219□
3.	2	貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。
			株式 10,018,612,040円
4.	3	差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとお り差入を行っております。
			株式 2,431,470,000円
5.	4	その他未収収益	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分41,634,400円が含まれております。

# (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2022年3月21日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	計上額との差額	と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)デリバティブ取引
		デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい
		ことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

# 株式関連

	2022年3月21日 現在			
種類	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち	(円)	(円)
		1 年超		
市場取引				

株価指数 先物取引				
買建	3,421,480,000	-	3,662,010,000	240,530,000
合計	3,421,480,000	•	3,662,010,000	240,530,000

# (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### (1口当たり情報)

	2022年3月21日現在
1口当たり純資産額	3.5197円
(1万口当たり純資産額)	(35,197円)

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2022年3月31日

資産総額 20,708,042,377円 負債総額 102,989,194円 純資産総額( - ) 20,605,053,183円 発行済数量 6,292,768,489口 1単位当たり純資産額( / ) 3.2744円

# (参考) ストックインデックス225・マザーファンド

### 純資産額計算書

2022年3月31日

資産総額 226,928,471,011円 負債総額 11,243,684,020円 純資産総額( - ) 215,684,786,991円 発行済数量 58,601,575,135口 1単位当たり純資産額( / ) 3.6805円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

#### a. 資本金の額

2022年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株 発行済株式総数 260万8.525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### b. 委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

#### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

## イ.商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

#### 口. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

#### 八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### 二.運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

#### ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託 の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2022年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数 (本)	純資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	66	208,634
追加型株式投資信託	781	21,485,357
株式投資信託 合計	847	21,693,991
単位型公社債投資信託	78	193,964
追加型公社債投資信託	14	1,434,851
公社債投資信託 合計	92	1,628,815
総合計	939	23,322,805

#### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等 に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)は、改正府令附則第3条第1項 ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第62期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第63期事業年度に係る中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務 諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

		(十四:日/313)
	前事業年度 ( 2020年 3 月31日 )	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,741	4,860
有価証券	22,167	333
前払費用	205	237
未収委託者報酬	10,847	13,150
未収収益	63	49
関係会社短期貸付金	-	18,700
その他	62	207
流動資産計	36,088	37,539

固定資産				
有形固定資産	1	217	1	224
建物		7		6
器具備品		209		218
無形固定資産		2,362		1,937
ソフトウェア		2,028		1,882
ソフトウェア仮勘定		333		54
投資その他の資産		15,844		16,121
投資有価証券		9,153		10,159
関係会社株式		3,972		3,705
出資金		183		183
長期差入保証金		1,069		1,068
繰延税金資産		1,431		973
その他		33		30
固定資産計		18,424		18,283
資産合計		54,512		55,822

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	69	68
未払金	7,573	8,405
未払収益分配金	14	13
未払償還金	39	39
未払手数料	3,988	4,734
その他未払金	2 3,530	2 3,617
未払費用	3,830	3,777
未払法人税等	656	804
未払消費税等	590	631
賞与引当金	688	950
その他	5	88
流動負債計	13,414	14,725
固定負債 固定負債		
退職給付引当金	2,574	2,452
役員退職慰労引当金	88	74
その他	5	3

		<u>i証券届出書(内国投資信託</u> 受
固定負債計	2,667	2,530
 負債合計	16,082	17,256
 純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,749	10,574
利益剰余金合計	12,123	10,948
株主資本合計	38,793	37,618
評価・換算差額等		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
その他有価証券評価差額金	363	947
評価・換算差額等合計	363	947
純資産合計	38,430	38,566
 負債・純資産合計	54,512	55,822

# (2) 【損益計算書】

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,550	65,487
その他営業収益	583	419
営業収益計	70,134	65,906
営業費用		
支払手数料	31,120	27,965
広告宣伝費	745	624
調査費	8,858	8,245
調査費	1,188	1,134
委託調査費	7,670	7,110
委託計算費	1,410	1,501
営業雑経費	1,770	1,870
通信費	240	240
印刷費	524	478
協会費	56	51

諸会費	13	14
その他営業雑経費	936	1,084
営業費用計	43,906	40,207
一般管理費		
給料	5,793	5,991
役員報酬	374	351
給料・手当	4,335	4,293
賞与	395	395
賞与引当金繰入額	688	950
福利厚生費	838	893
交際費	62	32
旅費交通費	154	37
租税公課	451	472
不動産賃借料	1,299	1,302
退職給付費用	368	449
役員退職慰労引当金繰入額	37	28
固定資産減価償却費	925	661
諸経費	1,770	1,763
一般管理費計	11,702	11,631
営業利益	14,525	14,067

		( 1 12 13 73 73 7
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31 日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	214	578
有価証券償還益	24	42
その他	991	68
営業外収益計	1,230	689
営業外費用		
投資有価証券売却損	1	69
有価証券償還損	71	47
その他	54	24
営業外費用計	127	141
経常利益	15,629	14,616
特別損失		
システム刷新関連費用	537	547
関係会社整理損失	<del>-</del>	267
投資有価証券評価損	48	45
特別損失計	585	860

		日岡町万田田自(四日以兵田田
税引前当期純利益	15,043	13,756
法人税、住民税及び事業税	4,555	4,476
法人税等調整額	78	109
法人税等合計	4,477	4,366
当期純利益	10,566	9,389

# (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日至 2020年3月31日)

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益		
	資本金	┃ ┃ ┃資本準備金	利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		貝本华佣立 	<b>州</b> 金字 佣 玉	繰越利益	合計	
				剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	•	-	ı	11,868	11,868	11,868
当期純利益	•	-	ı	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期変動額合計	1	-	-	1,302	1,302	1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	•	-	11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	410	410	410
当期変動額合計	410	410	410
当期末残高	363	363	38,430

# 当事業年度(自 2020年4月1日至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

						( + 12 : 17 ) 13 /
		株主資本				
		資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益		
	資本金	· ② * 淮 # 今	刊兴淮供今	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	繰越利益	合計	
				剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	10,564	10,564	10,564
当期純利益	-	-	-	9,389	9,389	9,389
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	1,175	1,175	1,175
当期末残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618

	評価・換		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	363	363	38,430
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	10,564
当期純利益	-	-	9,389
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	1,311	1,311	1,311
当期変動額合計	1,311	1,311	136
当期末残高	947	947	38,566

# 注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。

#### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 10~18年

器具備品 4~20年

### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給 額を計上しております。

# 4.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 5.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

# 6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2

月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の 税法の規定に基づいております。

# (追加情報)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。この結果、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

### (重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

#### (未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月 30日)

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は軽微であります。

### (表示方法の変更)

# (損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏 しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」912百万円、「その他」78百万円は、「その他」991百万円として組替えております。

# (注記に関する表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日。以下「見積り会計基準」という)が公表日以後終了する事業年度における年度末に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度末から適用し、(重要な会計上の見積り)を開示しております。

見積り会計基準の適用については、見積り会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、会計基準第6項及び第7項に定める注記事項について、前事業年度における財務諸表に関する注記を省略しております。

### (貸借対照表関係)

### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
建物	34百万円	35百万円
器具備品	276百万円	259百万円

### 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
未払金	3,397百万円	

### 3 保証債務

### 前事業年度(2020年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

# 当事業年度(2021年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,727百万円に対して保証を行っております。

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)					
普通株式	2,608	ı	-	2,608	
合 計	2,608	-	-	2,608	

# 2.配当に関する事項

# (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
2019年 6 月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 3 月31日	2019年 6 月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額
 10,564百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 4,050円
 基準日
 2020年3月31日
 効力発生日
 2020年6月24日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

				` ,
	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	1	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

# 2.配当に関する事項

# (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
2020年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年 3 月31日	2020年 6 月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2021年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額9,388百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額3,599円基準日2021年3月31日

### 効力発生日 2021年 6 月23日

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

# ( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

#### ( )価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

### 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

# 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当 該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2020年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券(1)	60	60	-
資産合計	60	60	-

- ( 1)時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券267百万円、投資有価証券8,426百万円は上記の表に含めておりません。
- (2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2021年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額			
レベル1 レベル2 レベル3				合計
投資有価証券(1)	85	-	-	85
資産合計	85	-	-	85

- ( 1)時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券333百万円、投資有価証券9,406百万 円は上記の表に含めておりません。
- (2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で 決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類 しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表さ れている基準価額によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,944	1,677
関連会社株式	2,027	2,027

### (有価証券関係)

# 1. 子会社株式及び関連会社株式

# 前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

# 当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,677百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

### 2. その他有価証券

# 前事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	60	55	5
(2)その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	764
小計	27,589	28,354	764
合計	30,654	31,181	526

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# 当事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	85	55	30

(2)その他	7,179	5,697	1,481
小計	7,265	5,752	1,512
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	2,561	2,721	160
小計	2,561	2,721	160
合計	9,826	8,474	1,352

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3.売却したその他有価証券

# 前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式 (2)その他	-	-	-
証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

# 当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

13·3/0 1 /2 ( H = 0= 0 1 · 7/3		· <b>-</b> /	
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
<b>作里</b> 大只	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他			
証券投資信託	5,353	578	69
合計	5,353	578	69

# 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、関係会社株式について267百万円、証券投資信託について45百万円の減損処理 を行っております。

# (退職給付関係)

# 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

### 2.確定給付制度

# (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度		当事業年度
(自	2019年4月1日	(自	2020年4月1日
至	2020年3月31日)	至	2021年3月31日)

退職給付債務の期 首残高	2,389百万円	2,574百万円
勤務費用	159	155
退職給付の支払 額	183	378
その他	207	101
退職給付債務の期 末残高	2,574	2,452

# (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		前事業年度		当事業年度
	(自	2019年4月1日	(自	2020年4月1日
	至	2020年3月31日)	至	2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務		2,574百万円		2,452百万円
貸借対照表に計上された負債と		0. 574	,	2 452
資産の純額		2,574		2,452
退職給付引当金		2,574		2,452
貸借対照表に計上された負債と		2,574	· · · ·	2,452
資産の純額		2,574		2,402

# (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	,	前事業年度		 当事業年度		
	(自	2019年4月1日	(自	2020年4月1日		
	至	2020年3月31日)	至	2021年3月31日)		
 勤務費用		159百万円		155百万円		
その他		27		108		
確定給付制度に係る退職給付費用		187		263		

# 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度181百万円、当事業年度186百万円であります。

# (税効果会計関係)

# 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
————————— 繰延税金資産		
退職給付引当金	788	750

賞与引当金	177	243
未払事業税	129	170
システム関連費用	198	155
投資有価証券評価損	47	128
出資金評価損	94	94
その他	399	298
繰延税金資産小計	1,835	1,841
評価性引当額	173	254
繰延税金資産合計	1,661	1,586
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡	159	159
益)		133
その他有価証券評価差額	71	453
<b>金</b>		
繰延税金負債合計	230	612
繰延税金資産の純額	1,431	973

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

# 前事業年度(2020年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

# 当事業年度(2021年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### (セグメント情報等)

### 「セグメント情報 1

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

### [関連情報]

### 1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 2.地域ごとの情報

### (1)営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

### (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (ア)財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金また は出資金 (百万円)	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係 役員の 兼任等	内容 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万 円)	科目	期末残高 (百万 円)
親会社	㈱大和証 券グルー プ本社	東京都千代田区	247,397	証券 持株 会社 業	被所有	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	19,300	関係会社短期貸付金	18,700

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

# (イ)財務諸表提出会社の子会社

# 前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
1	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,603	1	-

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産 額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

### 当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
1	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,727	1	-

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額 に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

### (ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

### 前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名 称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同の会をつ社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	ı	証券投資信 託受益証券 の募集販売	証券投資信託の 代行手数料 (注2)	16,953	未払手数料	2,984
同の会をつ社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	,	ソフトウェ アの開発	ソフトウェアの 購入 (注3)	1,031	未払費用	224
同 の 会 を つ 社 社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注4)	1,061	長期差入保 証金	1,054

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて おります。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を 決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

# 当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社		東京都		金融商品		証券投資信 託受益証券 の募集販売	証券投資信 託の代行手 数料(注 2)	14,917	未払手数料	3,321
をも つ会 社	大和証券㈱	千代田区	100,000	取引業	-	本社ビルの管理	不動産の 賃借料 (注4)	527	長期差入保証金	1,054
同の会をつ社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェ アの開発	ソフトウェ アの購入 (注3)	883	未払費用	179
同の会をつ社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃 借料 (注4)	527	-	-

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて おります。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を 決定しております。
- (注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。
- (注5)大和プロパティ株式会社は、2020年10月1日付で大和証券株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

# 2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

# (1株当たり情報)

前事業 <sup>年</sup> (自 2019年 至 2020年)		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	年度 4月1日 3月31日)
1株当たり純資産額	14,732.52円	1株当たり純資産額	14,784.79円
1 株当たり当期純利益	4,050.66円	1 株当たり当期純利益	3,599.54円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,556	9,389
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間 (2021年9月30日)

 資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,139
有価証券	250
未収委託者報酬	13,857
関係会社短期貸付金	16,300
その他	369
流動資産合計	32,916
固定資産	

		日 1 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
有形固定資産	1	211
無形固定資産		
ソフトウエア		1,633
その他		134
無形固定資産合計		1,768
投資その他の資産		
投資有価証券		11,373
関係会社株式		3,705
繰延税金資産		786
その他		1,246
投資その他の資産合計		17,111
固定資産合計		19,091
資産合計		52,007

(単位:百万円)

# 当中間会計期間 (2021年9月30日)

	(2021年 9月30日 )
負債の部	
流動負債	
未払金	7,322
未払費用	3,879
未払法人税等	795
賞与引当金	711
その他	2 927
流動負債合計	13,635
固定負債	
退職給付引当金	2,475
役員退職慰労引当金	92
その他	2
固定負債合計	2,571
負債合計	16,206
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495

	有
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,594
利益剰余金合計	7,968
株主資本合計	34,638
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,162
評価・換算差額等合計	1,162
純資産合計	35,801
負債・純資産合計	52,007

# (2)中間損益計算書

/ · · · • • · · · · · · ·		
	( 単位: 百万F	円)
	当中間会計期間	
	(自 2021年4月1日	
	至 2021年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	37,075	
その他営業収益	295	
営業収益合計	37,371	
営業費用		
支払手数料	15,707	
その他営業費用	6,525	
営業費用合計	22,233	
一般管理費	1 5,737	
営業利益	9,400	
営業外収益	2 228	
営業外費用	3 87	
経常利益	9,540	
特別利益	-	
特別損失	4 129	
税引前中間純利益	9,411	
法人税、住民税及び事業税	2,910	
法人税等調整額	92	
中間純利益	6,407	

# (3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2021年4月1日至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本					
		資本剰余金利益剰余金				
				その他利益		
	資本金	     資本準備金	利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		貝本牛佣立 	<b>利</b> 一	繰越利益	合計	
				剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当中間期変動額						
剰余金の配当	•	-		9,388	9,388	9,388
中間純利益	-	-	-	6,407	6,407	6,407
株主資本以外の						
項目の当中間期	-	-	-	-	-	-
変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	-	1	-	2,980	2,980	2,980
当中間期末残高	15,174	11,495	374	7,594	7,968	34,638

	評価・換	算差額等	
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	947	947	38,566
当中間期変動額			
剰余金の配当	•	•	9,388
中間純利益	ı	•	6,407
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	214	214	214
当中間期変動額合計	214	214	2,765
当中間期末残高	1,162	1,162	35,801

# 注記事項

(重要な会計方針)

# 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10~18年

器具備品 4~20年

### (2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

# (2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

# (3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要 支給額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。

当社の日々のサービス提供時に当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

### 5.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 7.連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当中間会計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

# (中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

当中間会計期間 (2021年9月30日現在)

有形固定資産

307百万円

### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

# 3 保証債務

当中間会計期間(2021年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,726百万円に対して保証を行っております。

### (中間損益計算書関係)

# 1 減価償却実施額

当中間会計期間

(自 2021年4月 1日

至 2021年9月30日)

有形固定資産 12百万円 無形固定資産 289百万円

# 2 営業外収益の主要項目

当中間会計期間

(自 2021年4月 1日

至 2021年9月30日)

投資有価証券売却益117百万円時効成立分配金・償還金28百万円受取配当金26百万円

# 3 営業外費用の主要項目

当中間会計期間

(自 2021年4月 1日

至 2021年9月30日)

投資有価証券売却損 58百万円 未収入金清算費用 9百万円

### 4 特別損失の項目

当中間会計期間

(単位:千株)

(自 2021年4月 1日

至 2021年9月30日)

 投資有価証券評価損
 102百万円

 出資金評価損
 27百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

# 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

 当事業年度期首株式数
 当中間会計期間増加株式数
 当中間会計期間減少株式数
 当中間会計期間未株式数

 発行済株式
 2,608

合計	2,608	-	-	2,608
	,			,

#### 2.配当に関する事項

# 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年3月31日	2021年6月23日

#### (金融商品関係)

当中間会計期間(2021年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、2019年7月4日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「2019年適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1)時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券(1)	85			85
資産合計	85			85

- ( 1)2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券250百万円、投資有価証券10,621百万 円は上記の表に含めておりません。
- (2)時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

# 投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類 しております。なお、2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表され ている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関す る事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

(注2)市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価 のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式等	666
子会社株式	1,677
関連会社株式	2,027

# (有価証券関係)

当中間会計期間(2021年9月30日)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,677百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

### 2. その他有価証券

	中間貸借対照表	取得原価	差額	
	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)	
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの				
(1)株式	85	55	30	
(2)その他	7,691	5,841	1,850	
小計	7,777	5,896	1,881	
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの				
その他	3,179	3,398	219	
小計	3,179	3,398	219	
合計	10,956	9,294	1,661	

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

#### (セグメント情報等)

### [セグメント情報]

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

# 「関連情報 ]

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 2.地域ごとの情報

#### (1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、 記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

# [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) 該当事項はありません。

# [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) 該当事項はありません。

# [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) 該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

=	3中间云前期间
(自	2021年4月1日
至	2021年9月30日)

V 라메스티 HBB

1株当たり純資産額

13,724.67円

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1 株当たり中間純利益

2,456.52円

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。
- (注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間			
(自 2021年4月1日			
至 2021年9月30日)			
中間純利益(百万円)	6,407		
普通株式に係る中間純利益(百万円)	6,407		
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-		
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525		

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 2022年4月1日付で、定款について次の変更を致しました。
  - ・監査役の人数の変更(4名以内から5名以内に変更)
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2021年03月末日現在)	事業の内容	備考
受託会社	みずほ信託銀行株式会 社	247,369百万円	(注6)	
再信託受託会 社	株式会社日本カスト ディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	
	株式会社山陰合同銀行	20,705百万円	(注3)	
	信金中央金庫	690,998百万円	(注4)	
	スルガ銀行株式会社	30,043百万円	(注3)	
	株式会社南都銀行	37,924百万円	(注3)	
	株式会社福岡銀行	82,329百万円	(注3)	
	富国生命保険相互会社	128,000百万円	(注9)	
	株式会社北洋銀行	121,101百万円	(注3)	
	株式会社北海道銀行	93,524百万円	(注3)	
	三井住友海上火災保険 株式会社	139,595百万円	(注8)	
	三井住友信託銀行株式 会社	342,037百万円	(注6)	
	株式会社横浜銀行	215,628百万円	(注3)	

- (注1)金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- (注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。
- (注3)銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
- (注4)全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需 給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
- (注5)協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
- (注6)銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託 業務を営んでいます。
- (注7)信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
- (注8)保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
- (注9)保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
- (注10)全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
- (注11)労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

# 2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部(信託財産の管理等)を行ない ます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部 解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
- ・金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- ・目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。
- ・委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- ・詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- ・使用開始日を記載することがあります。
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- ・次の事項を記載することがあります。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨 の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

- ・委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ・ファンドの形態等を記載することがあります。
- ・図案を採用することがあります。
- ・ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- ・委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載することがあります。
- ・UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。
- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

間瀬 友未

印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

深井 康治

印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

深井 康治 印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)の2020年9月24日から2021年9月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)の2021年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年11月25日

友未

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 間瀬

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 深井 康治

業務執行社員

# 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手 した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2022年4月28日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

深井 康治

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

# 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)の2021年9月22日から2022年3月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)の2022年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2021年9月22日から2022年3月21日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手 した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続でき なくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。